

岐阜県公報

号
外
(土)
令
和
三
年
四
月
一
日

目次

規則

○岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

(労働雇用課)

一

○岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

同

三

○岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課)

111

訓令甲

○岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

（法務・情報公開課）

四

規則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「以井靈樂安定所取眼

「公共職業安定所長」を「国」

「※印欄は」を「※印欄は、」に

「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」

事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。

「事業所(者)名」
伊藤孝氏々々


「事業所(者)名」を「氏名」に改める。

別記第一号様式の「中」「公共職業安定所長」「国」を「公共職業安定所長」に始める。
別記第二号様式中「(取消)」を「(取消し)」に始める。「国」を「国」を「取消を」を「取消しを」に、「取消の」を「取消しの」に始める。
別記第三号様式の「中」「国」を「国」を「取消し年月日」を「取消年月日」に始める。

（金火
曜曜
日日）

発行
（休日^に当たる^{ときは}翌日^に）

令和三年四月一日

別記第四号様式中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	「事業所の所在地 事業主又は代表者氏名 事業所の所在地 事業所の名称 事業主又は代表者氏名」 ⑩ を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」を削る。 別記第五号様式の二中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」を削る。 別記第六号様式中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」及び「㊦」を削る。「記入しないで下さい」を「記入しないでください」に改める。 別記第六号様式の二中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」及び「㊦」を削る。 別記第八号様式中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」及び「㊦」を削る。「記入しないで下さい」を「記入しないでください」に改める。 別記第八号様式の二中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	改め、「⑩」及び「㊦」を削る。 別記第九号様式中 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記すること。 氏名については、記名押印又は自筆による署名で記入すること。」 を 「事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。」 に	附 則 改め、「⑩」及び「㊦」を削る。 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
--	---	--	---	---	---	--	---	--	---

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則（昭和四十一年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「（県外の公共職業能力開発施設において職業訓練等を受けている者については別記第二号様式）及び別記第三号様式」を「及び別記第二号様式」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「有するもの」を「有する」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に、「有しないもの」を「有しない」に改め、同条第三項中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改め、「前項の」を削り、同条第四項中「届出が」を「届出書の提出が」に、「かかる」を「係る」に、「うえ」を「上」に改める。

第十条中「別記第六号様式（県外の公共職業能力開発施設において職業訓練等を受けている者にあつては別記第七号様式、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第一項の認定を受けた職業訓練施設において職業訓練を受けている者にあつては別記第八号様式）」を「別記第五号様式」に改める。

別記第一号様式中「訓練手当支給資格認定申請書」を「訓練手当支給資格認定申請書」に改める。

「明

（その1）」に改め、大 を削り、「年令」を「年齢」に改め、「㊦」を削り、同様式

「明

注意第三号中「記入しないで下さい」を、「記入しないでください」に改める。

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「下さい」を「くさい」に、「※㊦欄には」を「※㊦欄には、」に改め、「㊦」を削り、同様式を別記第二号様式とし、別記第四号様式を別記第三号様式とする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第四号様式とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式注意第二号中「㊦欄」を、「㊦欄」に改め、

同様式を別記第五号様式とする。

別記第七号様式及び別記第八号様式を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式中「㊦㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦㊦」に、「㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦」に改める。

別記第十号様式中「㊦㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦㊦」に改める。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、「の添付は」を「㊦での添付は、」に、「㊦㊦㊦」を、「㊦㊦㊦」に改める。

別記第十二号様式中「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式裏面中「廃止」を「廃止を」に、「おたずむ」を「おたず」に改める。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式裏面中「追加」を「追加し、」に改める。

別記第十五号様式及び別記第十六号様式中「㊦」を削る。

別記第二十一号様式別紙中「㊦」を削り、「下さい」を「くさい」に改める。

別記第二十三号様式中「㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦」に改める。

別記第二十四号様式中「㊦」を削る。

別記第二十五号様式中「㊦」を削り、「㊦㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦㊦」に改める。

別記第二十六号様式及び別記第二十七号様式中「㊦」を削る。

別記第二十八号様式及び別記第三十号様式から別記第三十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

第二十八条第一項中「公印」を「公印」に改め、同項第三号中「第七条第一項第四号」を「第七条第四号」に改め、同項第四号中「輕易な」を「回答、通知（事実を通知するものに限る。）その他輕易な」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 所定の様式（県の機関が定めるものを除く。）による一般文書であつて、押印することとされていないもの

第二十八条第一項に次の一号を加える。

六 前三号に掲げるもののほか、法令の規定により押印することとされている文書以外の一般文書であつて、当該一般文書が真正であることについて、名宛人その他の関係者がその文面、施行の状況等により疑いがないと確認できるもの

第二十八条第二項中「及び第四号の」を「から第六号までに掲げる」に改める。

第六十条第一項中「公印」を「公印」に改め、同項第三号中「輕易な」を「回答、通知（事実を通知するものに限る。）その他輕易な」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 所定の様式（県の機関が定めるものを除く。）による一般文書であつて、押印することとされていないもの

第六十条第一項に次の一号を加える。

別記第三十三号様式中「㊦」を削る。

別記第三十四号様式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に改める。

別記第三十四号の二様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第十号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の三様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の四様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の五様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の六様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の七様式中「㊦」を削り、同様式記載要領第六号中「㊦」を「㊦」に改め、同様式記載要領第六号中「㊦」を削る。

別記第三十四号の八様式、別記第三十四号の十一様式及び別記第三十五号様式中「㊦」を削る。

別記第三十六号様式及び別記第三十七号様式中「㊦」を削る。

別記第三十八号様式中「㊦」を削る。

別記第三十九号様式及び別記第四十号様式中「㊦」を削る。

別記第四十一号様式及び別記第四十二号様式中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

五 前三号に掲げるもののほか、法令の規定により押印することとされている文書以外の一般文書であつて、当該一般文書が真正であることについて、名宛人その他の関係者その文面、施行の状況等により疑いがないと確認できるもの
第六十条第二項中「及び第三号の」を「から第五号までに掲げる」に改める。

別表第一中

情報企画課

情企

を

デジタル戦略推進課

デ推

情報システム課

情シ

に改め、同表関

ケ原古戦場整備推進課の項及び海外戦略推進課の項を次のように改める。

観光資源活用課	観光資源
観光誘客推進課	観光誘

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社